

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		認定特定非営利活動法人に対する認定の取消し
根拠条例・規則等名		特定非営利活動促進法 さいたま市特定非営利活動促進法施行細則
条 項		法第 6 7 条 細則第 2 7 条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民協働推進課 (電話：048-813-6404)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		